

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、
令和8年5月に開催された協議の場の結果を以下のとおり公表します。

つくば市長 五十嵐 立青

市町村名 (市町村コード)	つくば市 082201
地域名 (地域内農業集落名)	大穂 地区 第 2 区
協議の結果 取りまとめ年月日	令和 8 年 5 月 21 日

【申出案件】

	1	地域計画への位置付け	計	ha
○	2	地域計画からの除外	計	0.43 ha
	3	地域計画の位置付け内容等の変更		
	4	その他 ()		

【意見書の有無】

令和8年5月20日まで開催した協議の場において、不合意と判断する
意見書等の提出はございません。

【協議結果】

協議の場における意見等を取りまとめた結果、地域計画変更等の申し出
内容について、合意となったことから、様式5-1の一部を別添のとおりに
朱書き訂正とします。

※様式5-1の性質上、個人を特定し記載しているものではないため、個々の申し出に対
し、合意内容等の明記はございません。

令和8年(2026年) 5月27日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

つくば市長 五十嵐 立青

市町村名 (市町村コード)	つくば市 082201
地域名 (地域内農業集落名)	大穂地区 (第2区 前野 篠崎 長高野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年5月21日 (第5回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

畑や芝生圃場が大半を占める当地域では、田(水稲)は機械化が進んでおり設備投資もなされているが、畑は遅れている。販売先や品質劣化を防ぐなどの観点から、少人数での運用は難しい。集約化を検討した際、耕作地が離れている場合はトラクターの運搬などに費用や時間がかかるため、近隣を集約する若しくは中継地点(機材置場)を設ける必要がある。互いに遠くの耕作地を利用している耕作者であれば、耕作地の交換などを行っている現状もある。農地の集約・集積を行った場合、従業員への閑散期給与の支払いなどが難しいという問題もある。地区内で大規模にネギ栽培を行っている耕作者があり、研修生も使って運用しているが、利益面を考えると縮小意向である。また、近年市外からの耕作者が大規模に白菜等を耕作している。芝生圃場としては、造園業(緑化)部門では求人があるが、圃場整備では人手が足りない。個人委託の芝生圃場は、芝生だけでは生計が成り立たないため、田畑の他に芝を行っている実情がある。また、昨今の事情から芝焼ができないため、圃場内に芝の捨て場を作らなければならない、耕作面積が目減りしている。現在、芝の耕作機械等を製作する業者がいないため、20年前の機械を修理しながら使用しており、中小の芝業者は10年後の継続は難しいと考えている。担い手の確保については、企業に参入してもらい、大規模経営化を進めるのか、知識を増やす場を設けて新規就農者を増やしていくのか、地区としての主要品目をどうするのか、今後も地区内で検討することが必要になる。集積・集約については、相続未了の土地も点在するため、耕作者から地権者の情報を提供してもらいながら、地権者も含めて話し合うことが必要になる。(市外からの大規模耕作者を含め、より多くの関係者で話し合うことが課題)

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区の主要農産物は米や芝であるが芝は縮小傾向であり、白菜が拡大している。田は大区画化が必要と考えるが、畑は「やりたい」「やろう」と考える人が少ないため、農地大区画の検討において地区内で更なる協議が必要である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	463.66 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	327.68 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

遊休農地は地主と連絡が取れない場合、勝手に整備できないため、手の出しようがない。保管理の補助等も利用して、地区内で遊休農地の周りのみ草刈りなどを実施している状況である。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約の方針	田は面積拡大・集約を進める。畑は無理に集積・集約を進める必要があるかは検討の余地がある。
(2) 農地中間管理機構の活用方針	必要に応じて、農地法第3条及び農地中間管理機構の活用を使い分けることとする。
(3) 基盤整備事業への取組方針	関係者の合意形成を図り、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針	市、農業協同組合、普及センター等関係機関の連携が必要。耕作可能な農地の紹介や栽培技術等の支援を行い、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。農業のブランド化も必要がある。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	農業協同組合の子会社が耕作しづらい農地を管理してくれている事例がある。耕作しづらい農地などは地主の許可を得て、大手耕作業者(ファーマーズつくばなど)に、お願いすることを検討している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①田でアライグマが稲を倒す被害があるため、被害防止対策を講じる取り組みを地区内で検討する。
②有機・減農薬・減肥料に対して、減肥料の取り組みを行っている耕作者がいるので、更なる取り組みを地区内で検討する。
③ドローンを使用して農薬散布を実施している。また、芝生の自動草刈り機の取り組みを行っている。今後、利用の拡大を地区内で検討していく。